

平成 30 年 8 月 29 日

事業主団体各位



厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部長  
北海道経済部労働政策局長

10月における年次有給休暇の取得促進及び「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」への賛同について（協力依頼）

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」及び「未来投資戦略 2017—Society5.0 の実現に向けた改革—」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において「地域ごとに『キッズウィーク』を新たに設定し、分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進を図る」ことが掲げられているところです。

特に 10 月は、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30 年 7 月 24 日に変更を閣議決定）において「年次有給休暇取得促進期間」としていることから、厚生労働省北海道労働局及び北海道では、10 月における連続休暇の取得に向けての社会的気運の醸成を図るため、集中的な周知・広報活動を実施しているところです。

つきましては、今般、同封のリーフレットを作成しましたので、会員企業への周知、広報誌への掲載（別紙記載例参照）、貴団体ホームページへの掲載等に御配慮いただきたくお願い申し上げます。

なお、リーフレットの追加配付を希望される場合は、下記担当あてに御一報くださいますようお願い申し上げます。

また、平成 27 年 12 月から、長時間労働の抑制など、「働き方改革」による仕事と生活の調和等に向けた気運の醸成を図るため、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」への賛同を呼びかけております。

これまで、多くの道内の地方公共団体・各種団体の皆様からの賛同をいただき、道内全ての市町村でご賛同を得ることができました。

共同宣言に掲げた取組を推進するために、より多くの各種団体からの賛同をいただきたいと考えておりますので、まだ御賛同いただいていない団体の皆様におかれましては、本宣言の趣旨に御賛同いただきますよう併せてお願い申し上げます。

御賛同いただける場合には、大変お手数をおかけしますが、別紙（『共同宣言』に御賛同願います。）裏面に必要事項を記載いただき、北海道労働局に FAX（011-709-8786）していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、既に御賛同いただき、北海道労働局ホームページに掲載させていただいている場合は FAX 不要です。

【リーフレット、共同宣言掲載HP】

（リーフレット）

北海道労働局ホーム>ニュース&トピックス>トピックス>10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

（共同宣言）

北海道労働局ホーム>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係>法令・制度>働き方改革の推進>共同宣言賛同団体一覧

[問い合わせ先]

担当 厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課

住所 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 札幌第一合同庁舎 9 階

電話 011-709-2715 FAX 011-709-8786